

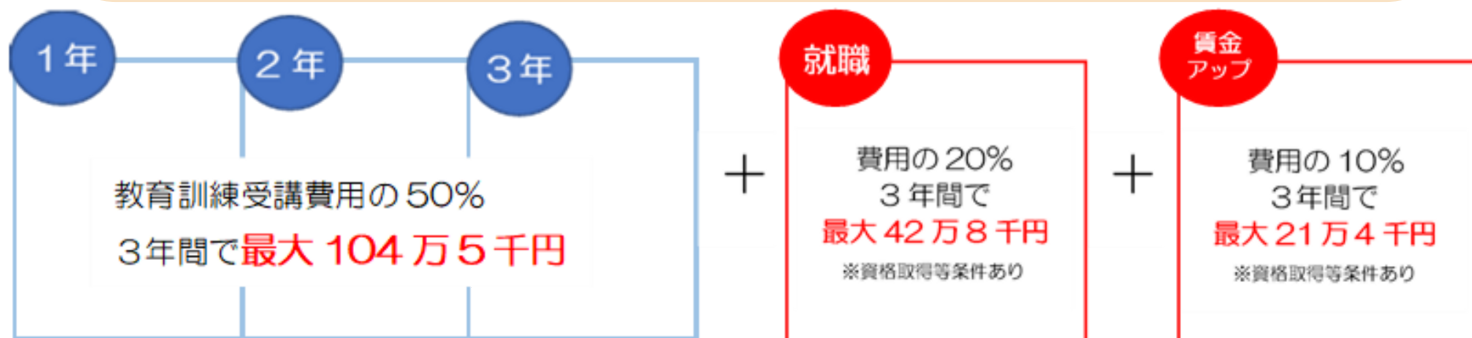
旭川歯科学院専門学校は 専門実践教育訓練給付制度 認定校です。

対象の方が申請をすることで、受講費用のサポートが受けられます

令和6年10月より制度が拡充されました

専門実践教育訓練「教育訓練給付金」とは

「教育訓練給付金」は、働く人の、主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者の方(在職者)や一般保険者であった方(離職者)が、自ら費用を負担して、専門実践教育訓練を受講し終了した場合、受講者が支払った教育訓練の一部が支給されます。



3年間で受講費用の80% 最大168万7千円

受講中は支払った教育訓練費用の50%(最大104万5千円)を、6か月ごとに申請することでハローワークから支給されます。受講終了日から1年以内に資格取得・就職した場合は、追加で教育訓練費の20%(最大42万8千円)支給されます。更に、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練費の10%(最大21万4千円)を追加で支給されます。

給付を受けることが出来る人

給付を受けることが出来る人は、下記項目に該当した方になります

- ・2022年以降に旭川歯科学院専門学校に入学した学生
(更に10%追加される給付金に関しては、2025年以降に入学した学生が対象)
- ・今回初めて支給を受けようとしていて、かつ受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している在職または離職して1年以内の方
(以前に支給を受けたことがある方については、被保険者期間3年以上)
- ・受講者の住民票所在地のハローワークへ、事前に申請をされた方
(受講開始の1か月前までに、「教育訓練給付金および教育訓練支援給付金受給資格確認票」とジョブカード提出が別途必要です)

※受講日の1か月前までに所定の手続きが完了している必要がありますのでお早めにお問い合わせください。

更に「教育訓練支給給付金」対象になる場合があります

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、受講開始時に45歳未満であるなどの一定条件を満たした方が、離職している場合、「教育訓練支援給付金」として訓練期間中に雇用保険の基本手当の80%程度が2か月ごとに給付されます。

給付制度の申し込みやお問い合わせは、住民票所在地のハローワークまでお問い合わせください。

※給付金制度につきましては、下記関連サイトをご覧ください。

「ハローワークインターネットサービス」「厚生労働省」「雇用保険制度」